

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会

第 13 回 (平成 30 年度) 通常総会

報告書

2018

平成 30 年 6 月 20 日 (水)
於：ザ・キャピトルホテル東急 (鳳凰)

JNA STANDARD

日本ネイリスト協会は、以下の 使命・理念・心得・活動 を日々の活動指針とする



Mission 使命

ネイルを日々の身だしなみとして、世界一指先の美しい国へ。

Philosophy 理念

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会は、ネイルに関する技能講習や資格認定等を通じて広くネイル文化とネイリストの技能向上を図り、社会性、公益性、消費者保護の観点から、適切な情報提供とコンプライアンス（法令遵守）に努め、健全なネイルビジネスの発展に寄与することを基本理念とする。

Policy 心得

ネイルは、夢と感動を与える
ネイルは、健康と美しさを創る
ネイルは、芸術であり感性である
ネイルは、生活に豊かさをもたらす
そして、「ネイルケア」が基本である。

Activities 活動

- 1 技能セミナーの開催等によるネイルに関する人材の育成
- 2 ネイリストの技術基準の策定、公表および資格認定制度
- 3 会報・メディアなどを通じネイル関連の最新情報の提供
- 4 ネイルに関する理論および技術体系に関する研究・開発
- 5 関連行政・団体等との連携および海外ネットによる交流
- 6 ネイルの魅力を社会にアピールし、その認知度を高める
- 7 その他、この法人の目的を達成するために必要な活動

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会
第13回(平成30年度) 通常総会 報告書

日時:平成30年6月20日(水) 15:00~16:25
会場:ザ・キャピトルホテル東急(大宴会場「鳳凰」)
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-10-3

議長:久米 健市 理事
副議長:菅野 益也 理事
議事録署名人:兼光アキ子 理事、中村富玖実 理事
司会:木村 俊弥 常務理事・事務局長

<議事次第>

1. 開会の挨拶 瀧川 晃一 理事長
2. 議長団・議事録署名人選出 瀧川 晃一 理事長
3. 議案審議
 - 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件 藤原 洋二 副理事長兼専務理事
 - 第2号議案 平成29年度収支決算報告
及び監査報告承認の件
収支決算報告 山崎比紗子 財務委員会委員長
監査報告 井手 勝輔 監事
 - 第3号議案 平成30年度事業計画案承認の件 藤原 洋二 副理事長兼専務理事
水野 義夫 講師委員会委員長
金子実由喜 組織委員会委員長
木下美穂里 企画委員会委員長
北村 智恵 広報委員会委員長
山崎比紗子 財務委員会委員長
萩原 直見 法制委員会委員長
小笠原弥生 教育委員会委員長
鈴木 政信 スクール委員会委員長
高野 恒樹 国際委員会委員長
松浦 正広 サロン委員会委員長
瀧川 裕史 プロダクツ委員会委員長
藤原 洋二 総務委員会委員長
 - 第4号議案 平成30年度収支予算案承認の件 山崎比紗子 財務委員会委員長
 - 第5号議案 定款変更の件 木村 俊弥 常務理事・事務局長
4. 閉会の挨拶 仲宗根幸子 会長

本総会は、議決権数 5,013 名（平成 30 年 3 月末日現在の正会員数：個人 4,513 名、法人 500 名）のうち、126 名の出席者と、委任状を提出した議決権委任者 2,424 名を合わせて 2,550 名となり、総議決権者の 1/2 以上となったことにより、定款 27 条の定めにより成立しました。
上記議事次第の通り審議され、第 1～5 号議案は、すべて原案通り可決・承認されました。

平成29年度 事業報告承認の件

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

日本ネイリスト協会は、平成29年度を日本のネイル産業の再構築と国際化の年と位置づけました。まず、春の叙勲において、理事長の瀧川晃一氏が、ネイル産業として初めての叙勲となる旭日小綬章を授章しました。当協会の代表者として新しい産業分野を創り上げた活動への貢献度が認められたもので、経済産業省の推薦を受けての綬章となりました。これは、協会員はもとより、ネイル産業に携わるすべての方の名誉につながる出来事でした。

また、日本のネイル技術の更なる向上を担って、当協会の活動面を統括する技術者のリーダーとして、新たに「会長職」を創設することを決定し、NPO法人化以降、初めての会長として仲宗根幸子氏が選任され、就任致しました。

過渡期を迎えていると言われる日本のネイル産業の再構築を図り、ネイルを「日々のみだしなみ」として幅広い人々に浸透させることを目指して、サロン、ネイリストをはじめ、スクール、メーカー・ディーラーなど業界全体が協力して、日本社会でのネイルの普及を図りました。また前年に続き、各イベントでのネイル体験や認定講師、認定ネイルサロンに向けた教育を展開し、技術のみならず、接客力の強化による顧客満足度向上を目的とした「接遇・マナー教育」への取り組みも継続しました。

さらに、ネイルサロンにおいて安定した需要のあるフットケア技術・理論の整備にも着手し、ネイリストが行うフットケアシステムの構築を行ってきました。

日本の高度なネイル技術の導入を願う海外諸国の要望を受け、数年間の準備期間を経て、9月に台湾で初の「JNA 国際ネイリスト技能検定試験」が実施されました。引き続き、韓国で2月に実施、さらに中国での試験実施が決定されており、今後の広がりが期待されます。また、ネイルサロン衛生管理士制度の海外対応の準備も始まっています。このような活動を通じて、安全・安心で高水準なJNAネイル技術システム及びサービスの海外普及を図っております。

また、会員の皆様の満足度向上を目指して、会員向け福利厚生制度を導入しました。

それぞれのパフォーマンスにおいてコストカットに努め、理事と各委員会が意識を共有し、財務体質の健全化に取り組みました。

以上が、平成29年度の事業報告の概要です。

■ 平成29年度 各委員会 活動報告

講師委員会

1. 講師会の組織体制を再構築
2. 認定講師の処遇を見直しワークライフバランスに配慮
3. 全国・地域毎の試験官配置の適正化
4. 海外で実施されるネイル検定試験へ試験官の派遣

組織委員会

1. より参加しやすい地区大会を目指して規定改正を行い、コンテスト需要の裾野を拡大
2. ネイル体験の場を積極的に提供し、入り口としての「楽しさ」を伝播するとともに、正しい知識、技術を発信
3. 協会主催の地域催事において、実行委員会を組織し、広報活動および運営をサポート
4. 全国8地区の地区委員会と連携し、業界の動向および協会発信の最新情報を遅滞なく共有

企画委員会

1. ネイルトレンドのサロンでの活用促進と外部イベントを活用した情報発信
2. 協会の魅力とブランディングの洗練を目指し、協会イベントと SNS ツールの連携を強化
3. 検診につながるピンクリボン運動を協会イベントでも展開し、更なる啓発活動を推進
4. 各委員会と横断的に連携し会員メリットにつながる企画を立案

広報委員会

1. 会員の皆様に向けた会報誌『Natiful』の刷新
2. 安全・安心なネイルの普及に向けての効果的な情報発信及び広報活動
3. JNA ジェルネイル技能検定試験及び各種認定事業の一般向け PR
4. JNA の認知度向上に向けたメディアアプローチ

財務委員会

1. 健全な協会運営のための財政の透明化
2. 委員会・プロジェクト別の予算進捗管理
3. 経費削減・監視の徹底
4. 各種精算の適切な処理と合理化

法制委員会

1. 衛生管理士制度の充実と海外向け制度の推進
2. 安全で安心なネイルサービス環境の拡充
3. ネイル業界およびネイリストが遵守すべきコンプライアンスに関する情報発信の充実
4. “JNA が果たすべき社会的責任” CSR を検証

教育委員会

1. 会報誌、セミナー等を通じて健全なネイル産業のための正しい技術・理論教育に関する情報を発信
2. 「ハンドトリートメント」テキストの制作
3. ネイルサロンでの「ハンドトリートメント」メニュー導入及び、認定ネイルサロンに向けた技術教育
4. 試験官推薦団体としてネイリスト技能検定試験（JNEC 主催）の運営支援

スクール委員会

1. 社会から恒久的に信頼される JNA 認定校のための制度管理・推進
2. JNA 認定校特典の拡充化の実施
3. JNA 認定校向けに実用かつ実践的な研修会及び会議を全国で開催
4. JNA 認定校の認知拡大と入校促進に向けた広報活動強化とブランド力向上

国際委員会

1. 台湾・韓国での国際ネイリスト技能検定試験の実施
2. 他国での国際ネイリスト技能検定試験の実施に向けた調査と準備
3. 海外で日本のネイル産業や技術を紹介する計画の立案
4. 訪日外国人（インバウンド）需要の取り込みへ向けた連携

サロン委員会

1. JNA 認定ネイルサロン制度の改正
2. JNA 認定ネイルサロン限定セミナーの開催
3. ネイル月間キャンペーンを通じての認定ネイルサロンの認知拡大と社会貢献
4. JNA 主催イベントにおいて PR 活動を実施

プロダクツ委員会

1. 製品及び原材料の品質改善、流通の適正化、企業コンプライアンスの向上など、業界への啓発活動
2. 業界および一般消費者の世論動向を迅速にキャッチし、必要に応じて協会理事会等に具申
3. 関係官庁、関係団体と定期的な情報交換を行い、健全な産業振興のための意見発信
4. 協会主催催事の品位・信用・安全を維持するとともに、来場者、出展者双方の満足度を向上

総務委員会

1. ネイル産業の現状の把握と中長期視点に立った業界健全化のための施策を立案
2. ネイル産業、ネイリストの社会的価値向上のための施策を検討
3. 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて国際化を計画
4. 関連各省庁、自治体を始め、ファッション界を含む関連各組織との交流を強化

■ 平成29年度 主な事業活動 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

会議

通常総会	6月21日(水)(ザ・キャピトルホテル東急「鳳凰」)
理事会	定例理事会 5月10日(水)・7月12日(水)・9月13日(水)・11月8日(水)・1月10日(水)・3月14日(水) 臨時理事会 10月11日(水)
評議員会	5月10日(水)・11月8日(水)
常任委員会 委員長会議(D12会議)	4月12日(水)・6月7日(水)・8月23日(水)・10月11日(水)・12月6日(水)・2月14日(水)

各常任委員会

<組織委員会>	全体会議 5月11日(木)・1月11日(木)
<企画委員会>	全体会議 1月31日(水)・3月6日(火) 執行部会議 10月11日(水)・12月20日(水)・2月14日(水)
<広報委員会>	全体会議 6月21日(水)・1月23日(火)
<財務委員会>	全体会議 5月10日(水)・8月23日(水)・2月14日(水)・2月28日(水)
<教育委員会>	全体会議 1月22日(月)・2月13日(火)
<総務委員会>	全体会議 7月26日(水)・10月4日(水)・12月20日(水)・2月28日(水)
<講師委員会>	全体会議 6月28日(水)・10月25日(水)・12月13日(水)・1月31日(水)
<法制委員会>	全体会議 2月8日(木)
<スクール委員会>	全体会議 6月9日(金)・10月27日(金) 執行部会議 7月20日(木) 正副委員長会議 3月29日(木) 本部認定校審査委員会 2月14日(水)
<プロダクツ委員会>	執行部会議 4月19日(水)・4月24日(月)・7月26日(水)・7月27日(木)・8月4日(金)・2月7日(水) 全体会議 6月9日(金)・8月22日(火)・12月8日(金)・1月19日(金) 臨時会議 9月27日(水) プロダクツ企業 定期報告会 5月14日(日)・11月11日(土) 「ネイル月間」PRプロモーション 10月27日(金)(東京・大阪)
<サロン委員会>	全体会議 6月15日(木)・1月17日(水)
<国際委員会>	全体会議 12月12日(火)
<その他会議>	トレンド設定会議／トレンド制作者会議 7月25日(火)・1月25日(木) 全日本ネイリスト選手権・地区大会プロジェクト会議 11月16日(木) ネイルカンファレンスプロジェクト会議 8月23日(水)・9月13日(水)
<認定校会議>	8月4日(金)中国四国(広島)・8月7日(月)東北(仙台)・8月7日(月)九州(福岡)・ 8月8日(火)関東(東京)、関西(大阪)・8月9日(水)中部(名古屋)・8月10日(木)北海道(札幌) ネイル月間プロジェクト会議 10月11日(水)・11月8日(水)・12月6日(水)・1月17日(水)・2月14日(水)・3月14日(水)

主催イベント

JNAネイルカンファレンス in 名古屋	4月7日(金)
東京ネイルフォーラム2017	5月15日(月)～17日(水)
アジアネイルフェスティバル in 大阪2017	7月9日(日)-10日(月)
ネイルカンファレンス in 広島	9月15日(金)
東京ネイルエキスポ2017	11月12日(日)-13日(月)

全日本ネイリスト選手権・地区大会

5月28日(日)＜東京①プロ／大阪①プロ＞・6月18日(日)＜仙台／名古屋＞・6月24日(土)＜福岡＞・
6月25日(日)＜東京②ジュニア・スチューデント＞・7月23日(日)＜札幌／大阪②ジュニア・スチューデント＞

スーパーライブ

4月10日(月)第55回「伊藤朋子」・6月14日(水)第56回「井筒貴子」・6月14日(水)第57回「井筒貴子」・
7月13日(木)第58回「小笠原弥生」・8月22日(火)第59回「國松美恵」・9月12日(火)第60回「深田恵里」・
10月5日(木)第61回「外崎舞」・11月2日(木)第62回「長谷真弓」・2月8日(木)第63回「木村洋子」・
3月1日(木)第64回「國松美恵」

JNAジェルネイル技能検定試験

第16回初級 6月3日(土)(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)
第16回中級・上級 6月4日(日)(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)
第17回初級 12月2日(土)(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)
第17回中級・上級 12月3日(日)(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)

JNA国際ネイリスト技能検定試験

9月3日(日)3級(台湾)
2月24日(土)～26日(月)3級(韓国)

ネイリスト技能検定試験(JNEC主催)

2017年春期 1級:4月15日(土)・2級:4月16日(日)・3級:4月23日(日)
2017年夏期 2級:7月15日(土)・3級:7月16日(日)
2017年秋期 1級:10月14日(土)・2級:10月15日(日)・3級:10月22日(日)
2018年冬期 2級:1月20日(土)・3級:1月21日(日)

ネイルサロン衛生管理士講習会

平成29年4月～平成30年3月:全480回開催(全国のJNA認定校にて)
今年度資格取得者5,963名 <平成30年3月末時点での累計取得者数62,802名>

衛生管理指導員講習会

5月29日(月)東京①・5月30日(火)東京②・6月8日(木)名古屋・6月9日(金)大阪・6月15日(木)福岡・
6月29日(木)東京③ <平成30年3月末時点での累計取得者数2,474名>

JNA認定ネイルサロン技術管理者講習会

平成29年4月～平成30年3月:全8回開催(全国のJNA認定校にて)
資格取得者75名 <平成30年3月末時点での累計取得者数1,935名>

その他 講習会・セミナー

JNA認定校 申請説明会 6月30日(金)・12月15日(金)
JNA認定校向けセミナー 3月19日(月)関東(東京)・3月20日(火)北海道(札幌)・3月22日(木)九州・沖縄(博多)・
3月23日(金)中国・四国(広島)・3月26日(月)中部(名古屋)・3月27日(火)関西(大阪)

認定ネイルサロン向けネイルケアセミナー 4月3日(月)札幌・4月6日(木)広島
接遇・マナーオープンセミナー 4月20日(木)・6月22日(木)・8月28日(月)
接遇・マナー実践研修 4月21日(金)・7月21日(金)・8月29日(火)

講師会活動

- 4月5日(水)講師委員会 全体会議
- 4月10日(月)第37期 認定講師 仮合格者勉強会(東京)
- 4月25日(火)第37期 認定講師 条件付合格者勉強会(東京)
- 5月17日(水)第37期 新認定講師授与式
- 5月31日(水)講師委員会「勉強会指導者」会議
- 7月31日(月)～8月3日(木)秋期認定講師勉強会
- 8月23日(水)講師会規程等の見直しに関する会議
- 8月26日(土)認定講師資格試験対策セミナー(大阪)
- 9月19日(火)第38期 認定講師資格試験(大阪)
- 10月3日(火)第38期 認定講師 仮合格者勉強会(大阪)
- 10月17日(火)第38期 認定講師 条件付合格者勉強会(大阪)
- 11月12日(日)第38期 新認定講師授与式
- 12月19日(火)講師会規程等に関する見直し会議
- 2月13日(火)認定講師資格試験対策セミナー(東京)
- 2月19日(月)～22日(木)春期JNA認定講師勉強会
- 3月6日(火)平成30年度 講師会役員選挙
- 3月13日(火)第39期 認定講師資格試験(東京)
- 3月26日(月)-27日(火)認定講師向けネイルケア講習会(東京)
- 3月29日(木)-30日(金)認定講師向けネイルケア講習会(大阪)

後援・協賛イベント

- 6月1日(木)～3日(土)第6回 福岡国際ビューティー・ショー

その他の活動

- 10月1日(日)～ JNAピンクリボンネイルアートコレクション
- 10月3日(火)記者説明会
- 11月1日(水)～11月30日(木)ネイル月間
- 11月11日(土)ネイルの日
- 1月10日(水)平成30年 新年会
- 2月25日(日)東京マラソン2018(JNAチャリティーランナー出場)
- 3月31日(土)TOKYO GIRLS COLLECTION 2018 S/S

会報誌「Natiful」発行

- 5月1日(月)Vol.125発行・7月1日(土)Vol.126発行・9月1日(金)Vol.127発行・11月1日(水)Vol.128発行・1月1日(月)Vol.129発行・3月1日(木)Vol.130発行

平成 30 年 3 月末日現在の登録会員数

- 個人正会員:4,513名
- 個人一般会員:2,893名
- スチューデント会員:7,706名
- 法人正会員:500社
- 法人賛助会員:24社
- 認定講師:2,973名(38期まで)
- 認定校(うち本部認定校):398校(83校)
- 【参考】ネイル専門学科:263校(36校)、理美容ネイル学科(専攻学科含む):135校(47校)
- 認定ネイルサロン:901店

第2号議案

平成29年度 収支決算報告および監査報告承認の件

■平成29年度 収支計算書 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会
(単位：円)

支 出 の 部				収 入 の 部			
項 目	予算額	決算額	差額	項 目	予算額	決算額	差額
[事業費]	771,500,000	759,244,696	△ 12,255,304	[入金会収入]	18,000,000	19,560,000	1,572,000
会報編集費	23,000,000	22,289,463	△ 710,537	法人会員	1,500,000	2,850,000	1,350,000
開催費	22,500,000	21,523,894	△ 976,106	個人会員	2,500,000	1,860,000	△ 640,000
講師料(日当)	45,000,000	48,281,237	3,281,237	認定講師特別入会金	11,000,000	9,810,000	△ 1,178,000
会場費	97,000,000	90,030,468	△ 6,969,532	認定校特別入会金	3,000,000	5,040,000	2,040,000
印刷製本費	78,500,000	76,903,180	△ 1,596,820	[会費収入]	130,000,000	132,323,000	2,323,000
保険料	1,000,000	759,753	△ 240,247	法人会員	60,000,000	62,520,000	2,520,000
助成金支出	500,000	437,102	△ 62,898	個人会員	70,000,000	69,803,000	△ 197,000
検定運営費	14,500,000	14,151,856	△ 348,144	[事業収入]	777,500,000	759,939,862	△ 17,572,138
検定運営費(認定校)	85,500,000	89,228,540	3,728,540	教材販売収入	120,000,000	113,151,986	△ 6,848,014
イベント運営費	155,000,000	156,675,591	1,675,591	検定料収入	290,000,000	290,952,310	952,310
制作委託費	16,000,000	16,866,620	866,620	検定運営料収入	28,000,000	27,052,488	△ 947,512
システム委託費	63,000,000	61,645,903	△ 1,354,097	講習会収入	68,500,000	65,802,280	△ 2,697,720
その他委託費	19,500,000	18,427,063	△ 1,072,937	広告掲載料収入	17,000,000	17,301,600	301,600
ホームページ委託費	13,500,000	15,154,560	1,654,560	コンテスト収入	26,000,000	26,991,000	991,000
運営委託費(認定校)	30,000,000	28,654,500	△ 1,345,500	入場料収入	4,500,000	4,811,500	311,500
広報宣伝費	14,000,000	13,536,833	△ 463,167	出展料収入	214,000,000	205,334,458	△ 8,665,542
接待交際費	8,500,000	8,125,361	△ 374,639	参加料	1,000,000	0	△ 1,000,000
旅費交通費	50,500,000	46,151,936	△ 4,348,064	ホームページ広告料	1,000,000	705,240	△ 294,760
通信費	20,000,000	20,511,493	511,493	認定登録料	7,500,000	7,837,000	325,000
備品消耗品費	7,500,000	5,519,071	△ 1,980,929				
支払手数料	500,000	508,948	8,948				
会議費	4,500,000	3,283,354	△ 1,216,646				
雑費・予備費	1,500,000	577,970	△ 922,030				
[管理費]	154,500,000	155,086,402	586,402	[雑収入]	2,500,000	4,384,272	1,884,272
人件費	87,500,000	88,198,369	698,369	受取利息	0	13,145	13,145
通信費	6,700,000	6,643,804	△ 56,196	その他	2,500,000	4,371,127	1,871,127
備品消耗品費	4,800,000	4,572,051	△ 227,949				
修繕費	200,000	0	△ 200,000				
顧問料	8,000,000	8,180,400	180,400				
支払手数料	1,100,000	1,100,788	788				
水道光熱費	450,000	469,889	19,889				
地代家賃	34,500,000	34,500,264	264				
保険料	300,000	323,120	23,120				
租税公課	7,200,000	6,981,500	△ 218,500				
リース料	950,000	722,649	△ 227,351				
減価償却費	1,400,000	1,356,326	△ 43,674				
雑費	1,300,000	1,965,232	665,232				
法人税、住民税及び事業税	100,000	72,010	△ 27,990				
当期支出合計	926,000,000	914,331,098	△ 11,668,902	当期収入合計	928,000,000	916,207,134	△ 11,792,866
[本年度剰余金]	294,729,404	294,605,440	△ 123,964	[前期繰越剰余金]			
前期繰越正味財産額	292,729,404	292,729,404	0	前期繰越正味財産額	292,729,404	292,729,404	0
本年度正味財産増加額	2,000,000	1,876,036	△ 123,964				
支出の部 合計	1,220,729,404	1,208,936,538	△ 11,792,866	収入の部 合計	1,220,729,404	1,208,936,538	△ 11,792,866

本年度剰余金 294,605,440 円は、全額次期繰越剰余金とする。

平成30年度 事業計画案承認の件

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

平成30年度、日本ネイリスト協会は、これまで続けて来た取り組みをさらに強化し、国内においては日本社会でのネイルサービスのさらなる浸透を図り、海外に向けては昨年度スタートした「JNA 国際ネイリスト技能検定試験」による、高水準な JNA ネイル技術システムの普及を推進していきます。当協会主催のイベント「アジアネイルフェスティバル イン 大阪」、「東京ネイルエキスポ」では、統一テーマ「ネイル JAPAN ～ネイルケアで世界イチ “指先の美しい国” へ」を掲げ、その活動を象徴的に発信します。

ネイルサービスのさらなる普及をめざし、ネイルを「日々のみだしなみ」とするための活動では、業界全体が協力してターゲット層の拡大に取り組みます。さらに“ネイリスト”という職業の社会的地位の向上を目指し、雇用環境の向上を推進することによって、ネイリスト志望者を増やす活動も行います。

また、衛生管理の徹底やネイル関連商材の安全性に関する研究と安全意識の普及も推進して、安全・安心なネイルサービスの普及を図ります。

昨年度から開発を進めているフットケアシステムでは、検定試験制度の創設を視野に入れて、ネイリスト、サロンへの導入を図り、新しい需要を喚起します。

海外に向けては、日本の検定システムを各国で普及させる活動を進めながら、日本で技術を学びたい人、日本でネイルサービスを受けたい人たち向けのインバウンド需要の取り込みも進めていきます。2年後に迫った2020年に向けて日本のネイルの国際化の流れを構築していきます。

これらの活動には、12委員会が中心となって取り組み、さらには横断的なプロジェクトを組織して推進します。実行にあたっては、より良いコストパフォーマンスを目指し、会員の皆様からいただく会費、検定試験受験者やイベント参加者からいただく参加費等を、産業全体の振興のために有効に活用して参ります。

以上が、平成30年度の事業計画の概要です。

■平成30年度 各委員会 活動案

講師委員会

1. 次代の講師会の幹部及びリーダーの育成
2. 認定講師のワークライフバランスの推進
3. 各種の講師委員会業務の効率化の促進
4. 国際ネイリスト技能検定試験の運営協力

組織委員会

1. 地区大会の効率的な運営、需要拡大をはかるとともに、トレンド等発信の場として活用
2. 各委員会と連携し、ネイル月間等の機会を捉えてネイルへの興味を喚起するプロモーション活動を展開
3. 協会主催の地域催事において、実行委員会を組織し、広報活動および運営をサポート
4. 全国で弾力的に「地区委員会議」を催し、協会の動向および各地域のニーズを共有

企画委員会

1. SNS ツールを活用し、協会ブランディングの統制を見据えた積極的な情報発信
2. ネイルトレンドのサロンでの活用促進と各業界・海外メディアへの発信強化
3. 訪日外国人への訪日前 PR による誘客と、サロンでの効果的な対応方法のサポート
4. 「ネイルの日」「ネイル月間」の周知とイベント・PR の企画立案

広報委員会

1. 会員の皆様に向けた会報誌『Natiful』の刷新及び WEB との連携
2. 安全・安心なネイルの普及に向けての効果的な情報発信及び広報活動
3. SNS やインターネットを活用した各種協会事業の PR
4. JNA の認知度向上に向けたメディアアプローチ

財務委員会

1. 健全な協会運営のための財政の透明化
2. 委員会・プロジェクト別の予算進捗管理
3. 経費削減・監視の徹底
4. 各種精算の適切な処理と合理化

法制委員会

1. 衛生管理士制度の充実と海外向け制度の推進
2. 安全で安心なネイルサービス環境の拡充
3. ネイル業界およびネイリストが遵守すべきコンプライアンスに関する情報発信の充実
4. “JNA が果たすべき社会的責任” CSR を検証

教育委員会

1. 会報誌、セミナー等を通じて健全なネイル産業のための正しい技術・理論教育に関する情報を発信
2. ネイルサロン、スクールでのネイルケア、ハンドケア、ジェルネイル等のより安全な施術のための技術教育
3. フットケア検定試験に向けてのテキスト制作、発行
4. 試験官推薦団体としてネイリスト技能検定試験（JNEC 主催）への支援を継続

スクール委員会

1. 認定校が適切に運営管理できる制度の見直し及び細則の制定
2. 新たな認定校特典の導入についての検討
3. JNA 認定校向けに実用かつ実践的な研修会及び会議を全国で開催
4. 安心して学べる JNA 認定校としての学校運営の管理及び年 1 回の現況調査の実施

国際委員会

1. 中国での国際ネイリスト技能検定試験の実施
2. 国際ネイリスト技能検定試験の安定的な運用体制の構築
3. 国際ネイリスト技能検定試験を通じた日本のネイル技術の普及促進
4. 訪日外国人（インバウンド）需要拡大へ向けた連携

サロン委員会

1. JNA 認定ネイルサロン制度のさらなる普及
2. JNA 認定ネイルサロン制度加入特典の拡充
3. ピンクリボン運動等を通じて継続的な社会貢献
4. 認定ネイルサロン限定セミナーの企画立案

プロダクツ委員会

1. 企業コンプライアンスの向上、情報セキュリティの強化など、時流に応じた業界啓発活動
2. 各委員会および所属企業様と連携し、一般消費者へ向けてネイルの魅力を訴求するプロモーション活動を展開
3. 全国組織として業界の動向・ニーズを取りまとめ、健全な産業振興のため関係官庁に意見具申
4. 協会主催催事において公正公平な運営と秩序を維持するとともに、来場者、出展者双方の満足度を一層向上

総務委員会

1. ネイル産業の現状の把握と中長期視点に立った業界健全化のための施策を実行
2. ネイル産業、ネイリストの社会的価値向上のための施策を実行
3. 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際化の実現
4. 会員獲得のための会員満足度向上の施策推進とサービスの拡充

事業計画を円滑に推進するために、以下の特別プロジェクトを設置

- 東京ネイルエキスポプロジェクト
- アジアネイルフェスティバルプロジェクト
- 東京ネイルフォーラムプロジェクト
- 全日本ネイリスト選手権 地区大会プロジェクト
- 認定ネイルサロンプロジェクト
- 認定校プロジェクト
- ネイルトレンドプロジェクト
- 海外認証プロジェクト
-

■平成30年度 主な事業活動案

平成30年(2018年)

4月11日(水)	D12会議
4月14日(土)～15日(日)	2018年春期ネイリスト技能検定試験 1級/2級(JNEC主催)
4月22日(日)	2018年春期ネイリスト技能検定試験 3級(JNEC主催)
4月29日(日)～30日(月)	国際ネイリスト検定 3級(台湾)
5月 1日(火)	会報誌「Natiful」Vol.131発行
5月 9日(水)	定例理事会/評議員会
5月14日(月)～16日(水)	東京ネイルフォーラム2018
5月16日(水)	第39期 新認定講師授与式
5月19日(土)	地区大会①<札幌/福岡>
5月下旬～	衛生管理指導員講習会(全国)
6月 2日(土)～3日(日)	国際ネイリスト技能検定 3級(中国)
6月 2日(土)～3日(日)	第18回JNAジェルネイル技能検定試験 初級・中級・上級(全国7都市)
6月 6日(水)	D12会議
6月 7日(木)～9日(土)	第7回 福岡国際ビューティー・ショー(関連行事)
6月17日(日)	地区大会②<仙台/大阪>
6月20日(水)	第13回(平成30年度)通常総会
6月25日(月)～26日(火)	アジアビューティエキスポ2018(後援行事)
7月 1日(日)	会報誌「Natiful」Vol.132発行
7月 8日(日)～9日(月)	アジアネイルフェスティバル in 大阪2018
7月14日(土)～15日(日)	2018年夏期ネイリスト技能検定試験 2級・3級(JNEC主催)
7月18日(水)	定例理事会
7月22日(日)	地区大会③<東京/名古屋>
8月 6日(月)～8月9日(木)	秋期認定講師勉強会
8月22日(水)	D12会議
9月 1日(土)	会報誌「Natiful」Vol.133発行
9月12日(水)	定例理事会
9月18日(火)	第40期 認定講師資格試験 1次試験(大阪)
10月 1日(月)～	JNAピンクリボンネイルアートコレクション
10月 2日(火)	第40期 認定講師資格試験 2次試験(大阪)
10月10日(水)	D12会議
10月20日(土)～21日(日)	2018年秋期ネイリスト技能検定試験 1級・2級(JNEC主催)
10月28日(日)	2018年秋期ネイリスト技能検定試験 3級(JNEC主催)
11月 1日(木)	会報誌「Natiful」Vol.134発行
11月 7日(水)	定例理事会/評議員会
11月11日(日)	ネイルの日
11月11日(日)～12日(月)	東京ネイルエキスポ2018
11月11日(日)	第40期 新認定講師授与式
12月 1日(土)～2日(日)	第19回JNAジェルネイル技能検定試験 初級・中級・上級(全国7都市)
12月 5日(水)	D12会議

平成31年(2019年)

1月 1日(火)	会報誌「Natiful」Vol.135発行
1月 9日(水)	定例理事会
1月19日(土)～20日(日)	2019年冬期ネイリスト技能検定試験 2級・3級(JNEC主催)
2月上旬予定	春期認定講師勉強会
2月13日(水)	D12会議
3月 1日(金)	会報誌「Natiful」Vol.136発行
3月予定	講師会役員選挙
3月予定	第41期 認定講師資格試験(東京)
3月13日(水)	定例理事会

第4号議案

平成30年度 収支予算案承認の件

■平成30年度 収支予算案 (平成30年4月1日～平成31年3月31日)

特定非営利活動法人 日本ネイリスト協会
(単位：円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
項 目	金 額	項 目	金 額
[事業費]	686,100,000	[入会金収入]	17,000,000
会報編集費	15,280,000	法人会員	2,600,000
開催費	17,050,000	個人会員	1,600,000
講師料(日当)	43,390,000	認定講師特別入会金	8,300,000
会場費	93,400,000	認定校特別入会金	4,500,000
印刷製本費	58,720,000		
保険料	800,000	[会費収入]	123,000,000
助成金支出	200,000	法人会員	58,000,000
検定運営費	12,500,000	個人会員	65,000,000
検定運営費(認定校)	85,250,000		
イベント運営費	135,300,000	[事業収入]	707,600,000
制作委託費	11,600,000	教材販売収入	100,000,000
システム委託費	56,450,000	検定料収入	277,100,000
その他委託費	18,680,000	検定運営料収入	20,000,000
ホームページ委託費	11,550,000	講習会収入	60,200,000
運営委託費(認定校)	27,000,000	広告掲載料収入	10,000,000
広報宣伝費	3,900,000	コンテスト収入	26,000,000
接待交際費	3,250,000	入場料収入	4,000,000
旅費交通費	39,970,000	出展料収入	199,500,000
通信費	19,370,000	ホームページ広告料	500,000
備品消耗品費	5,150,000	認定登録料	10,300,000
支払手数料	650,000		
会議費	2,670,000		
ソフトウェア償却	2,000,000		
雑費	1,970,000		
予備費	20,000,000		
[管理費]	154,500,000	[雑収入]	3,000,000
人件費	88,000,000	その他	3,000,000
通信費	6,500,000		
備品消耗品費	4,500,000		
修繕費	200,000		
顧問料	8,200,000		
支払手数料	1,100,000		
水道光熱費	500,000		
地代家賃	34,500,000		
保険料	300,000		
租税公課	6,600,000		
リース料	800,000		
減価償却費	1,200,000		
雑費	2,000,000		
法人税、住民税及び事業税	100,000		
当期支出合計	840,600,000	当期収入合計	850,600,000
[本年度剰余金]	304,605,440	[前期繰越剰余金]	
前期繰越正味財産額	294,605,440	前期繰越正味財産額	294,605,440
本年度正味財産増加額	10,000,000		
支出の部 合計	1,145,205,440	収入の部 合計	1,145,205,440

第5号議案

定款変更の件

法改正や東京都のガイドラインに沿って、協会の定款を下記の通り変更します。

<改定案> [以下、新旧対照表を掲載]

(新)	(旧)	変更の理由
<p>(<u>入会金及び会費の不返還</u>) 第12条 既に納入した入会金及び会費は、これを返還しない。</p>	<p>(<u>拠出金品の不返還</u>) 第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。</p>	<p>「その他の拠出金品」という表現は不明瞭であるため、入会金及び会費は返還しないという内容に変更する（東京都ガイドライン）。</p>
<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 <u>2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 4 専務理事及び常務理事は、法人の常務を処理する。 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 6 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること</p>	<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 専務理事及び常務理事は、法人の常務を処理する。 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること</p>	<p>法改正により現在の登記すべき理事は理事長のみとなっているため、東京都のガイドラインに従い、理事長以外の理事は法人を代表しない旨を明記する規定を追加する。 以降、本条文内の項番号がずれる。</p>
<p>(総会の権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散及び合併 (3) 会員の除名 (4) 入会金及び会費の額 (5) 監事の選任又は解任、役員職務及び報酬 (6) 事業報告及び決算 (7) 解散時の残余財産の帰属 (8) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(総会の権能) 第23条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散及び合併 (3) 会員の除名 (4) 入会金及び会費の額 (5) 監事の選任又は解任、役員職務及び報酬 (6) 事業報告及び収支決算 (7) 解散時の残余財産の帰属 (8) その他運営に関する重要事項</p>	<p>現行NPO法では収支ベースでの会計書類の作成を行うことがなくなっているため。</p>

(次ページに続く)

(新)	(旧)	変更の理由
<p>(総会の開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき</p> <p>(3) 監事が第15条第6項第4号の規定に基づいて招集するとき</p>	<p>(総会の開催)</p> <p>第24条 通常総会は、毎年1回開催する。</p> <p>2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。</p> <p>(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき</p> <p>(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき</p> <p>(3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき</p>	<p>第15条に新たに第2項を追加したことによる項番号ずれ。</p>
<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(6) その他の<u>収益</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 入会金及び会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 財産から生じる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p>	<p>現在のNPO法人会計基準では、収入ではなく収益ベースでの書類作成を行うことになっているため文言の修正。</p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>予算</u>は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。</p>	<p>現行NPO法では収支ベースでの会計書類の作成を行うことがなくなっているため。</p>
<p>(<u>暫定予算</u>)</p> <p>第46条 <u>前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</u></p>	<p>(予備費)</p> <p>第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>現在のNPO法人会計基準では、使途が定まっていない予備費という科目は使用しなくなっているため、本条文を削除する。</p> <p>入れ代わりに、万が一予算が成立しなかった場合の備えとして暫定予算の規定を設ける。</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>現在の決算では活動計算書の様式での作成が義務付けられているため、文言の修正。</p>
<p>(定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>定款の変更)</p> <p>第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、<u>法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>定款の変更に当たっては、東京都の認証を要する事項と、届出のみで済む事項の二通りがあるため、前者は第1項、後者は第2項でその旨を明記する。</p>
<p>附則</p> <p><u>この変更された定款は、東京都より認証を受けた平成 年 月 日より施行する。</u></p>		<p>東京都の認証が下りたら、後からその認証日を記入する(それまでは日付を空欄にしておく)。</p>

事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F

Phone.03-3500-1580 Fax.03-3500-1608

<http://www.nail.or.jp>